

別添Ⅱ-1-① 介護に関するサービス一覧表『生活支援サービス』

※『生活支援サービス』は、一般居室に居住している介護保険制度の「要支援1・2」「要介護1～5(経過的要介護を含む)」の認定者以外の方が対象となります。
 * 体調不良時や自立した生活を継続するために提供するサービスです。

【身体状態と生活支援の程度】

介護保険制度の認定区分		認定者以外	
		(平常時)	(一時的な支援状態)
ADL	歩行	自立	見守り又は一部介助
	食事(喫食)	自立	見守り又は一部介助
	排泄	自立	見守り又は一部介助
	入浴	自立	見守り又は一部介助
	衣服の着脱	自立	見守り又は一部介助

※ADL(=Activity of Daily Living)とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

【生活支援サービス利用方法】

- ①サービスの利用にあたっては原則としてご本人に申請していただきます。
- ②自立した日常生活を送っていただくため、ご本人と相談の上、状態に応じたサービスを提供いたします。
 ・サービス内容については下記の表の中より選択いたします。
 ・各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。
- ③同一サービスの提供が1週間を超えた場合又は継続が予測される場合は、ご本人と相談の上「生活支援サービス計画書」を立案し実施の記録及び保管を行います。
- ④立案された計画書をケア委員会で検討・確認し、ご本人の同意を得た上でサービスを提供いたします。
- ⑤その後も自立した日常生活を送っていただけるサービス内容であるかを、定期的にご本人と相談の上、ケア委員会で検討いたします。
 ・ケア委員会は園長、ケアサービス責任者、運営管理課、食事サービス課、ケアサービス課代表者で構成し、原則月1回定例開催します。

1. 生活支援サービス提供場所・時間

サービス提供場所	一般居室	アシステッドダイニング	一時介護室(静養室)
サービス提供時間	原則 8:30～17:00 ・居室配下膳サービスは、8:00～17:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 7:00～19:00 ・配下膳サービスは、7:00～19:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則24時間 ・家事・代行・入浴は、8:30～17:00

・一時介護(静養)室を利用する場合には、管理規定別表Ⅲ-1-④「介護に関するサービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

2. 生活支援サービス基準

	一般居室		一時介護室(静養室)	
	管理費に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	管理費に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆清潔の介助 一般浴槽(いたわり浴介助) 特殊浴槽(機械浴介助) 身体清拭(入浴できない場合) 洗髪 髭剃り 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	週3回以内(介助浴室で) 週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		
◆排泄の介助 後片付け(ポータブルトイレ・紙おむつ等) 動作介助 おむつ交換	必要に応じ1日1回	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ		おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 テーブル配下膳 介護食の提供 食事介助 食事中的の見守り 水分補給	必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング)	必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで)		
◆身の介助 移動介助(園内) 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助 (結髪、化粧、衣類等)	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		
◆日常生活訓練	必要に応じ	必要に応じ		
◆レクリエーション(園企画のもの) 園内行事・企画 園外企画	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費

	一般居室		一時介護室(静養室)	
	管理費に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	管理費に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆家事(原則として1日延べ1時間の範囲で提供します) 洗濯(乾燥～取込みまで) 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え(衣替え) 布団干し 布団乾燥(乾燥器使用) 衣類の修理(ボタン付け程度)	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など	必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ	
◆入院中のサービス(協力医療機関・指定医療機関) 病院訪問 買い物(入院中の必需品に限る) メールボックス内の投函物配達 洗濯	週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		
◆入退院時の介助(協力医療機関・指定医療機関) 入退院時の付添い 入退院時の手続き	必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定医療機関以外は職員1人につき1時間880円(交通費は実費)	必要に応じ 必要に応じ	協力医療機関・指定医療機関以外は職員1人につき1時間880円(交通費は実費)
◆退院時の家事代行 居室清掃	必要に応じ		必要に応じ	
◆緊急時対応(緊急通話・通報装置)	随時		随時	
◆代行 買い物(園内売店など) 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間(8:30～17:00) 夜間(17:00～翌8:30)	必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ	
◆外出介助	必要に応じ	個人の希望による外出介助職員1人につき1時間880円(交通費は実費)	必要に応じ	個人の希望による外出介助職員1人につき1時間880円(交通費は実費)
◆身の介助(対処困難時(不安等)の対応)	必要に応じ		必要に応じ	
◆福祉用具の貸与	必要に応じ		必要に応じ	
◆相談(栄養・介護・生活など)	必要に応じ		必要に応じ	

協力医療機関	松山ベテル病院 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断/年2回、随時、他の医療機関への紹介を行っています。
指定医療機関	直線距離が4km以内の松山市内の医療機関及び愛媛大学医学部付属病院、四国がんセンター ※指定医療機関とは、園が、受診付添い・入退院時の送迎、手続き・入院中の訪問や洗濯などのサービスを提供すると定めている医療機関です。

《その他》
 ★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると医師及びケア委員会が判断した場合には、身元引受人等の意見を聞いた上で専門的施設において治療・療養を行っていただきます。

別添Ⅱ-1-② 介護に関するサービス一覧表『介護予防サービス』

※『介護予防サービス』は、介護保険制度の認定区分で「要支援1」「要支援2」の方が対象となります。

【身体状態とサービスの程度】 *「介護保険制度の認定区分」は一般的な場合の目安です。

介護保険制度の認定区分		要支援1・2
ADL	歩行	自立又は見守り
	食事(喫食)	自立
	排泄	自立
	入浴	自立又は見守り
	衣服の着脱	自立

※ADL(=Activity of Daily Living)とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

【介護予防サービス利用方法】

- ①サービスの利用にあたっては原則としてご本人の同意を得た上で介護保険法に基づき要介護認定を受けていただきます。
- ②管轄の市区町村への要介護認定等の申請については、ご本人や身元引受人でもできますが、介護支援専門員に申請の代行を依頼することができます。
- ③要介護認定等の申請をした後、市区町村職員又は市区町村から委託を受けた調査員が心身の状態などの聞き取り調査に伺います。
- ④調査後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとにして、市区町村の介護認定審査会で審査・判定し、認定結果がご本人に文書で通知されます。
- ⑤要介護認定を受けてから介護保険サービスである「介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームの介護予防サービス)」の契約をしていただきます。
- ⑥「介護予防サービス」は、原則として介護支援専門員がご本人(又は身元引受人)と相談の上、個性を重視して「介護予防サービス計画書」を立案し実施及び記録の保管をいたします。
* サービス内容については下記の表の中より選択いたします。
* 各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。
- ⑦立案された計画書をケア委員会で確認・検討し、ご本人の同意を得た上でサービスを提供いたします。
- ⑧計画内容にあったサービス内容であるか、一定期間毎(サービス内容によって1ヶ月～最大3ヶ月)ご本人と相談の上、ケア委員会で検討いたします。
・ケア委員会は園長、ケアサービス責任者、運営管理課、食事サービス課、ケアサービス課代表者で構成し、原則月1回定例開催します。

1. 介護予防サービス提供場所・時間

サービス提供場所	一般居室	アシステッドダイニング	一時介護室(静養室)
	原則 8:30～17:00	原則 7:00～19:00	原則24時間
サービス提供時間	・居室配下膳サービスは、8:00～17:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	・配下膳サービスは、7:00～19:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	・家事・代行・入浴は、8:30～17:00

・一時介護(静養)室を利用する場合には、管理規定別表Ⅲ-1-④「介護に関するサービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

2. 介護予防サービス基準

	主として一般居室		主として一時介護室(静養室)	
	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付・特別介護金及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆清潔の介助 一般浴槽(いたわり浴介助) 特殊浴槽(機械浴介助) 身体清拭(入浴できない場合) 洗髪 髭剃り 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ		週3回以内(介助浴室で) 週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆排泄の介助 後片付け(ポータブルトイレ・紙おむつ等) 動作介助 おむつ交換	必要に応じ1日1回		排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 テーブル配下膳 介護食の提供 食事介助 食事時の見守り 水分補給	必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング)		必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで)	
◆身辺の介助 移動介助(園内) 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助(結髪、化粧、衣類等)	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆日常生活訓練	必要に応じ		必要に応じ	
◆レクリエーション(園企画のもの) 園内行事・企画 園外企画	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費

	主として一般居室		主として一時介護室(静養室)	
	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付・特別介護金及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆家事(原則として1日延べ1時間の範囲で提供します) 洗濯(乾燥～取込みまで) 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え(衣替え) 布団干し 布団乾燥(乾燥器使用) 衣類の修理(ボタン付け程度)	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など	必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ	
◆入院中のサービス(協力医療機関・指定医療機関) 病院訪問 買い物(入院中の必需品に限る) メールボックス内の投函物配達 洗濯	週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		
◆通院・入退院の介助(協力医療機関・指定医療機関) 通院・入退院の付添い 通院・入退院の手続き	必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・指定医療機関以外は職員1人につき1時間880円(交通費は実費)	必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・指定医療機関以外は職員1人につき1時間880円(交通費は実費)
◆入退院時送迎(指定医療機関)(燃料代)	必要に応じ		必要に応じ	
◆退院時の家事代行 居室清掃	必要に応じ		必要に応じ	
◆緊急時対応(緊急通話・通報装置)	随時		随時	
◆代行 買い物(園内売店など) 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間(8:30～17:00) 夜間(17:00～翌8:30)	必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ	
◆外出介助	必要に応じ	個人の希望による外出介助 職員1人につき1時間880円(交通費は実費)	必要に応じ	個人の希望による外出介助 職員1人につき1時間880円(交通費は実費)
◆身辺の対処困難時(不安等)の対応	必要に応じ		必要に応じ	
◆福祉用具の貸与	必要に応じ		必要に応じ	
◆相談(栄養・介護・生活など)	必要に応じ		必要に応じ	

協力医療機関	松山ベテル病院 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断/年2回、健康相談・健康指導/随時、他の医療機関への紹介を行っています。
指定医療機関	直線距離が4km以内の松山市内の医療機関及び愛媛大学医学部付属病院、四国がんセンター ※指定医療機関とは、園が、受診付添い・入退院時の送迎、手続き・入院中の訪問や洗濯などのサービスを提供すると定めている医療機関です。

《その他》

★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると医師及びケア委員会が判断した場合には、身元引受人等の意見を聞いた上で専門的施設において治療・療養を行っていただきます。

別添Ⅱ-1-③ 介護に関するサービス一覧表『介護サービス』

※『介護サービス』は、介護保険制度の認定区分で「要介護1～5(経過的要介護を含む)」「(要介護認定者)」の方が対象となります。

【介護サービス利用方法】

- ①サービスの利用にあたっては原則としてご本人の同意を得た上で介護保険法に基づき要介護認定を受けていただきます。
- ②管轄の市区町村への要介護認定等の申請については、ご本人や身元引受人でもできますが、介護支援専門員に申請の代行を依頼することができます。
- ③要介護認定等の申請をした後、市区町村職員又は市区町村から委託を受けた調査員が心身の状態などの聞き取り調査に伺います。
- ④調査後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとにして、市区町村の介護認定審査会で審査・判定し、認定結果がご本人に文書で通知されます。
- ⑤要介護認定を受けてから介護保険サービスである「特定施設入居者生活介護(有料老人ホームの介護サービス)」の契約をしていただきます。
- ⑥「介護サービス」は、原則として介護支援専門員がご本人(又は身元引受人)と相談の上、個性を重視して「介護サービス計画書」を立案し実施及び記録の保管をいたします。
 * サービス内容については下記の表の中より選択いたします。
 * 各サービスにおける回数は標準的な回数を示したものです。
- ⑦立案された計画書をケア委員会で確認・検討し、ご本人の同意を得た上でサービスを提供いたします。
- ⑧計画内容にあったサービス内容であるか、一定期間毎(サービス内容によって1ヶ月～最大3ヶ月)ご本人と相談の上、ケア委員会で検討いたします。
 ・ケア委員会は園長、ケアサービス責任者、運営管理課、食事サービス課、ケアサービス課代表者で構成し、原則月1回定例開催します。

【身体状況と介護の程度】 *「介護保険制度の認定区分」は一般的な場合の目安です。

介護保険制度の認定区分		要介護1	要介護2・3	要介護4・5
介護の程度		軽 度	中 度	重 度
ADL	歩行	見守り又は一部介助	一部介助	全介助又は一部介助
	食事(嚥食)	見守り又は一部介助	一部介助	全介助又は一部介助
	排泄	見守り又は一部介助	一部介助	全介助
	入浴	見守り又は一部介助	一部介助	全介助
	衣服の着脱	見守り又は一部介助	一部介助	全介助

※ADL(=Activity of Daily Living)とは摂食、睡眠、衣類着脱、移動、衛生、排泄等の日常生活動作をいいます。

1. 介護サービス提供場所・時間

サービス提供場所	一般居室	アシステッドダイニング	一時介護室(静養室)・介護居室
サービス提供時間	原則 8:30～17:00 ・居室配下膳サービスは、8:00～17:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則 7:00～19:00 ・配下膳サービスは、7:00～19:00 ・緊急時対応はこの限りではありません。	原則24時間 ・家事・病院訪問・代行・入浴は8:30～17:00

- ・一時介護(静養)室を利用する場合については、管理規定別表Ⅲ-1-④「介護に関するサービスを提供する場所等の変更」を参照してください。
- ・一般居室から介護居室に住み替える場合については、管理規定別表Ⅲ-1-④「介護に関するサービスを提供する場所等の変更」を参照してください。

2. 介護サービス基準

介護の程度 介護保険制度の認定区分	軽 度 要介護1		中 度 要介護2・3				重 度 要介護4・5	
	主として一般居室		主として一般居室		主として一時介護室(静養室)・介護居室		主として一時介護室(静養室)・介護居室	
	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付・特別介護金及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付・特別介護金及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
◆清潔の介助 一般浴槽(いたわり浴介助) 特殊浴槽(機械浴介助) 身体清拭(入浴できない場合) 洗髪 髭剃り 洗面・口腔などの衛生 爪切り・耳掃除	週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		週3回以内(介助浴室で) 週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		週3回以内(介助浴室で) 週3回以内(介助浴室で) 週3回以内 週3回以内 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆排泄の介助 後片付け(ポータブルトイレ・紙おむつ等) 動作介助 おむつ交換	必要に応じ1日1回		必要に応じ1日2回		排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費	排泄の都度 必要に応じ 必要に応じ	おむつ代実費
◆食事関連 居室配下膳 テーブル配下膳 介護食の提供 食事介助 食事時の見守り 水分補給	必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング)		必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング) 必要に応じ(アシステッドダイニング)		必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで)		必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで) 必要に応じ(デイケアサロンで)	
◆身辺の介助 移動介助(園内) 体位変換 衣類着脱 身だしなみ介助 (結髪、化粧、衣類等)	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	

介護の程度	軽 度	
介護保険制度の認定区分	要介護1	
	主として一般居室	
	介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都 度徴収するサービス
◆日常生活訓練	必要に応じ	
◆生活機能低下予防 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上 閉じこもり予防・支援 うつ予防・支援 認知症予防・支援	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆レクリエーション(園企画のもの) 園内行事・企画 園外企画	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
◆家事(原則として1日延べ1時間の範囲で提供します) 洗濯(乾燥～取込みまで) 掃除 シーツ交換 ゴミ出し 衣類の入れ替え(衣替え) 布団干し 布団乾燥(乾燥器使用) 衣類の修理(ボタン付け程度)	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆療養上の世話 薬の管理 脈拍・体温・血圧測定など	必要に応じ 必要に応じ	
◆入院中のサービス(協力医療機関・指定医療機関) 病院訪問 買い物(入院中の必需品に限る) メールボックス内の投函物配達 洗濯	週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
◆通院・入退院の介助(協力医療機関・指定医療機関) 通院・入退院の付添い 通院・入退院の手続き	必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・ 指定医療機関以外 は職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
◆入退院時送迎(燃料代) (指定医療機関)	必要に応じ	
◆退院時の家事代行 居室清掃	必要に応じ	
◆緊急時対応(緊急通話、通報装置)	随時	
◆代行 買い物(園内売店など) 役所等の手続き 代読・代筆等 郵便・宅配 メールボックス内の投函物配達	必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
◆巡回 昼間(8:30～17:00) 夜間(17:00～翌8:30)	必要に応じ1日1回	
◆外出介助	必要に応じ	個人の希望による 外出介助 職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
◆身辺の対処困難時(不安等)の対応	必要に応じ	
◆福祉用具の貸与	必要に応じ	
◆相談(栄養・介護・生活など)	必要に応じ	

中 度			
要介護2・3			
主として一般居室		主として一時介護室(静養室)・介護居室	
介護保険給付に含むサービス	個別選択によりその都 度徴収するサービス	介護保険給付・特別介護金 及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都 度徴収するサービス
必要に応じ		必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費	必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ 必要に応じ	
週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回		週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・ 指定医療機関以外 は職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)	必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・ 指定医療機関以外 は職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
必要に応じ		必要に応じ	
随時		随時	
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ		必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ1日1回		必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ	個人の希望による 外出介助 職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)	必要に応じ	個人の希望による 外出介助 職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
必要に応じ		必要に応じ	
必要に応じ		必要に応じ	
必要に応じ		必要に応じ	

重 度	
要介護4・5	
主として一時介護室(静養室)・介護居室	
介護保険給付・特別介護金 及び特別介護料に含むサービス	個別選択によりその都 度徴収するサービス
必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	必要に応じ実費
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ年2回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	
週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ週1回	
必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	* 協力医療機関・ 指定医療機関以外 は職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
必要に応じ	
随時	
必要に応じ週1回 必要に応じ週1回 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ 必要に応じ	
必要に応じ	個人の希望による 外出介助 職員1人につき 1時間880円 (交通費は実費)
必要に応じ	
必要に応じ	
必要に応じ	

《その他》

★問題行動が著しいため、サービス提供に相当な困難を伴い、かつ他の入居者の生活に重大な影響を与えると医師及びケア委員会が判断した場合には、身元引受人等の意見を聞いた上で専門的施設において治療・療養を行っていただきます。

協力医療機関	松山ベテル病院 ※協力医療機関では、通常の診療の他に、定期健康診断/年2回、随時、他の医療機関への紹介を行っています。
指定医療機関	直線距離が4km以内の松山市内の医療機関及び愛媛大学医学部付属病院、四国がんセンター ※指定医療機関とは、園が、受診付き添い・入退院時の送迎、手続き・入院中の訪問や洗濯などのサービスを提供すると定めている医療機関です。